

件名	亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年亀山市条例第24号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称について、新制度の実施に合わせて国において使用する名称である「放課後児童クラブ」に統一するため、併せて所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称を「学童保育所」から「放課後児童クラブ」に改めます。 <題名、第1条から第10条まで及び別表第1関係></p> <p>(2) 放課後児童クラブの定員をおおむね40人に改めます。 <第2条及び別表第1関係></p> <p>(3) 放課後児童クラブを利用できる対象児童を「おおむね10歳未満の小学校就学児童」から「小学校就学児童」に改めます。 <第7条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前から存在する放課後児童健全育成事業を実施する施設については、当分の間、2の(2)の規定は、適用しないことができることとし、この場合において、当該施設の定員は、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。</p>		

亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 13 号

亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例

亀山市学童保育所条例（平成 17 年亀山市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

第 2 条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に、「、位置及び定員」を「及び位置」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 放課後児童クラブの定員は、おおむね 40 人とする。

第 3 条及び第 4 条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、同項第 1 号中「井田川小学校区学童保育所」を「井田川小学校区放課後児童クラブ」に、「井田川小学校区第二学童保育所」を「井田川小学校区第二放課後児童クラブ」に改め、同項第 2 号中「亀山東小学校区学童保育所」を「亀山東小学校区放課後児童クラブ」に改め、同項第 3 号中「関小学校区学童保育所」を「関小学校区放課後児童クラブ」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、同項第 4 号中「関小学校区学童保育所」を「関小学校区放課後児童クラブ」に改める。

第 7 条中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改め、「おおむね 10 歳未満の」を削る。

第 8 条から第 10 条までの規定中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町 5 3 番地 6
井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町 5 2 番地
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目 9 番 9 号
関小学校区放課後児童クラブ	亀山市関町木崎 8 6 4 番地 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業を実施する施設については、当分の間、第 2 条第 2 項の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設の定員は、なお従前の例による。